

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月29日 06時15分ごろ
発生場所	滋賀県草津市志那漁港西方沖（琵琶湖南部） 大宮川三等三角点から真方位109° 1,500m付近 （概位 北緯35° 03.7′ 東経135° 54.1′）
事故の概要	プレジャーボートキング2は、南進中、また、プレジャーボートユリシーズは、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート キング2、0.2トン 253-32905 滋賀、個人所有 B プレジャーボート ユリシーズ、長さ2.75m なし、個人所有 第240-66103号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型（湖川小出力限定） B 船長B、二級小型
負傷者	軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 右舷中央部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場に向けて約10km/hの対地速力で南進していた。 A船は、船長Aが、左舷方の船舶を注視して航行を続けていたところ、船首方至近にB船を認めた直後、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を西方に向けて漂泊していたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、左舷方の船舶に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、漂泊中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報を得ることができなかつたため、A船と衝突した状況を明らかにすることはできなかつた。
原因	本事故は、A船が南進中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 特定の方向を見続けることなく、常時適切な見張りを行うこと。